



# 事業承継税制はどう変わるか？

平成30年度税制改正で、中小企業の事業承継を強力に推進するために、10年間の特例として事業承継税制の抜本的な拡充が織り込まれました。

創設以来数次にわたる改正が行われてきたとは言え、これまでの事業承継税制では5年平均で8割の雇用維持要件、議決権株式の3分の2までという適用割合上限、さらに、相続税の猶予割合は80%とされているなど、中小企業経営者にとってはまだまだハードルが高い制度でした。

今回の改正では、雇用維持要件の撤廃をはじめ、対象株式割合の制限撤廃、相続税の猶予割合100%、複数対象者への適用、納税減免制度の創設等、制度全般にわたって大幅に緩和された税制が創設されることになりました。

新事業承継税制の創設により、今後、事業承継対策を策定するにあたって、事業承継税制は「必ず検討しなければならない制度」になったと言えます。

その全貌をお伝え致します。

## 日時

平成30年4月27日（金） 14:00～16:00（受付13:30～）

## 会場

税理士法人 諸井会計内

## 内容

- I . 従来の事業承継税制の概要
- II . 事業承継税制改正の必要性
- III . 平成30年度 新事業承継税制の概要
- IV . 旧制度と新制度の関係と比較
- V . 新制度適用にあたっての留意点

### 【講師】

税理士法人 諸井会計  
税理士  
加 来 恭 介

## 参加料

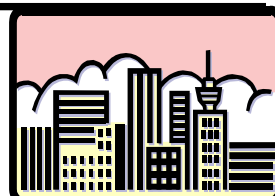
御一人様 2,000円（消費税込み）

- ※ 諸井会計のクライアント様におかれましては、参加費無料です。
- ※ 参加費につきましては、お申込みと同時に下記の指定口座にお振込み下さい。恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担ください。

お振込み先：佐賀銀行 水ヶ江支店（普）1125178 （名義）税理士法人 諸井会計

お問  
合せ

税理士法人 諸井会計 担当 植松・眞崎  
〒840-0015 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号  
TEL (0952) 23-5106 FAX (0952) 22-2888



(セミナー)「事業承継税制セミナー」

参加申込書

法人名		申込担当者	
所在地		参加者氏名	
TEL			
FAX			

申込み期限：平成30年4月23日(月)

※お申し込み頂いたお客様には、後日、受講票をFAXさせていただきます。

セミナー前日までに受講票が届かない場合は、お手数ですが、問い合わせ先までご連絡下さい。

※貴社の情報は、ホームページより検索を行い、当社のサービス情報案内のために活用しております。

また、お申し込み頂いた個人情報は研修会の円滑な開催及び当社からの情報提供のみに利用させていただきます。

※お申込みは、FAXにてお願い致します。Fax (0952) 22-2888 担当：植松・眞崎